

平成 30 年度

江津工業高等学校後援会 役員会

【日時】 平成 31 年 1 月 16 日 (水)
15 時 00 分～16 時 00 分

【会場】 江工 会館 会議室

一 役員会次第 一

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 江津工業高等学校後援会会則の改正について・・・ p2
- 4 報告事項
 - (1) 平成30年度進路状況について・・・・・・・・ p3
 - (2) 高校魅力化事業について・・・・・・・・ p6
 - (3) 要望事項について・・・・・・・・・・・・ p15
 - (4) 寄宿舎の共同利用について (資料なし)
*4月10日
10:30*
 - (5) その他
- 4 校長あいさつ
*1月10日
10:30*
【役員会】
- 5 閉会

3 議事

(1) 江津工業高等学校後援会会則の改正について

会則新旧対照表

新	旧	備考欄
(会議) 第8条 <p>本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会 <u>総会は、概ね5月と12月の年2回開催し、</u> 次の事項を審議する。会議の議長は会長が あたる。 ①本会の会則の改廃に関する事項。 ②予算並びに決算の承認に関する事項。 ③役員の選出に関する事項。 ④その他、会長が必要と認めた事項。</p> <p>(2) 役員会 会長が必要と認めたとき開催し、総会に 提出する議案その他重要事項を審議する。 会長、副会長、代表理事をもって構成す る。</p>	(会議) 第8条 <p>本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総会 会長の招集により開催し、次の事項を審 議する。会議の議長は会長があたる。 ①本会の会則の改廃に関する事項。 ②予算並びに決算の承認に関する事項。 ③役員の選出に関する事項。 ④その他、会長が必要と認めた事項。</p> <p>(2) 役員会 会長が必要と認めたとき開催し、総会に 提出する議案その他重要事項を審議する。 会長、副会長、代表理事をもって構成す る。</p>	(改正)

平成30年度 島根県立江津工業高等学校後援会役員名簿

会長	今井産業（株）代表取締役	今井久師
副会長	島根県議会議員 江津市市長 江工会会長 江津工業高等学校PTA会長	岡本昭二 下井修人 内泰之
代表理事	大田市教育委員会教育長	船木三紀夫
代表理事	江津市教育委員会教育長	笠原隆夫
代表理事	浜田市教育委員会教育長	石井夫
代表理事	大田市産業振興部長	本田雄二
代表理事	江津市経済部門参事	岡崎樹子
代表理事	浜田市産業経済部長	村田浩二
理事	江津工業高等学校PTA副会長	田仁治
代表理事	江津工業高等学校PTA副会長	田実彦
理事	江津工業高等学校PTA副会長	田三彦
理事	江津市産業人材育成コーディネーター	木德諭
理事	(有)日海電設代表取締役	久治一生
代表理事	(株)オーサン代表取締役	重幸
理事	江津土建(株)代表取締役	横治裕
代表理事	島根電工(株)江津営業所所長	室彦
代表理事	第一稀元素化学工業(株)江津工場工場長	浜幸彦
代表理事	トップ金属工業(株)江津工場常務取締役	前幸彦
理事	永井建設(株)代表取締役	林重彦
理事	日本製紙(株)江津工場工場長	谷栄
代表理事	(株)原工務所代表取締役	板武和
理事	(株)丸惣代表取締役	原和
理事	森下建設(株)代表取締役	佐木賢
理事	祥洋建設(株)代表取締役	森幸久
理事	(株)シンカー代表取締役	今清
代表理事	宮田建設工業(株)代表取締役	片智
理事	(株)毛利組代表取締役	宮栄
監事	江工会監査 江津工業高等学校PTA監事	佐木利就
幹事	江工会事務局 江津工業高等学校教頭 江津工業高等学校事務長	田田一郎 和田二郎 岩田泰典 田村土義次

平成30年度 島根県立江津工業高等学校後援会顧問名簿

顧問	大田商工会議所会頭	森田博久
	江津商工会議所会頭	永井良三
	浜田商工会議所会頭	櫨山陽介
	江工会副会長	藤田厚志
	島根職業能力開発短期大学校校長	高志彦
	江津工業高等学校校長	井上雅彦

(順不同)

島根県立江津工業高等学校後援会会則

(名称及び事務局)

第1条

本会は島根県立江津工業高等学校（以下江津工業高校と略記）後援会と称し、事務局を江津工業高校内に置く。

(目的)

第2条

本会は江津工業高校の教育方針に従い、教育の振興並びに環境整備拡充のために支援を行うことを目的とする。

(活動事項)

第3条

本会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 江津工業高校の発展と教育諸条件の整備及び島根県西部の産業人材育成に関する事項
- (2) その他、必要と認める事項。

(組織)

第4条

本会はその趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役員及び任期)

第5条

本会には次の役員を置き、任期は一ヶ年とする。但し再任を妨げない。

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 顧問 | 若干名 |
| (4) 代表理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 幹事 | 江津工業高校江工会事務局・江津工業高校教頭及び事務長 |

(役員の選出)

第6条

- (1) 会長・副会長・代表理事・監事は総会において選出する。
- (2) 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (3) 幹事は会長が委嘱する。

(役員の任務)

第7条

本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
- (3) 理事は重要事項を協議し、処理する。
- (4) 監事は本会の会計を監査し、報告する。
- (5) 幹事は本会の庶務・会計に当たる。

(会議)

第8条

本会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会

会長の招集により開催し、次の事項を審議する。会議の議長は会長があたる。

- ①本会の会則の改廃に関する事項。
- ②予算並びに決算の承認に関する事項。
- ③役員の選出に関する事項。
- ④その他、会長が必要と認めた事項。

(2) 役員会

会長が必要と認めたとき開催し、総会に提出する議案その他重要事項を審議する。

会長、副会長、代表理事をもって構成する。

(経費)

第9条

本会の経費は助成金・寄付金及びその他の収入をもって充て、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。